## 令和4年度世田谷区公契約適正化委員会(第2回) 会議録

- 1. 会議名称 令和4年度世田谷区公契約適正化委員会(第2回)
- 2. 担当課名 財務部経理課
- 3. 開催日時 令和4年10月31日(月)午前9時25分~午前10時54分
- 4. 開催場所 梅丘パークホール2階 集会室
- 5. 出席者
  - 委員

中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、竹内委員、中村委員、 三浦委員、望月委員

• 事務局

中村副区長

工藤財務部長、阿部経理課長、公契約担当係長、契約係長他

- 6 会議の公開の可否 非公開
- 7 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

(世田谷区情報公開条例第7条第6号口)

- 8. 会議次第
  - ○開会
  - 1. 審議
  - 2. その他
  - ○閉会

## 令和4年10月31日 世田谷区公契約適正化委員会(第2回)

## 午前9時25分開会

〇会長 それでは、ただいまから令和4年度第2回世田谷区公契約適正化委員会を開会します。

本日は、この後、おおむね11時から労働報酬専門部会の開催を予定しておりますので、限られた時間での審議となりますけれども、皆様、どうかよろしくお願いいたします。

本日は副区長に御出席いただいております。

それでは最初に、副区長から御挨拶をよろしくお願いいたします。

○副区長 皆様、おはようございます。

第2回になります公契約適正化委員会に、本日、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

区で先日終了しました第3回区議会定例会において、今、御審議いただいています公契約条例の件について、非常に関心も高く、様々に御質問もいただいたところです。入札制度改革ですとか、条例の実効性の確保、労働報酬下限額に関する御質問、様々いただきまして、区としても、そうした御議論を踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

特にこの間、委託契約における労働報酬下限額につきましては、委員の皆様に御尽力いただきまして、着実に一定の成果を上げてきたと考えております。 来年度の労働報酬下限額につきましても、労働者の適正な労働条件の確保を目指して新たに設定しています下限額の目標達成に向けて、活発な御議論をいただければと思っています。

委員の皆様には、それぞれ御専門の立場から忌憚のない御意見をいただきまして、ぜひ活発な御議論、御意見をまとめていただければと思っております。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 副区長、どうもありがとうございます。

なお、副区長は、公務の御都合で途中退席となりますけれども、あらかじめ 御了承おきください。

それではまず、議題に入る前に、事務局より資料の説明、確認をお願いいた します。

## (事務局 配布資料の確認)

○会長 それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、審議事項の1点目、委託契約におけるダンピング対策について、事 務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より御説明いたします。

資料1でございます。1の主旨でございますけれども、区のほうでは、昨年

10月の計画策定支援業務委託で1円入札が実際発生したといったことですとか、12月の本委員会からの御提言を踏まえまして、本年9月には委託契約における効果的なダンピング防止のため、現行の最低制限価格制度を改め、新たに変動型最低制限価格制度を導入するという素案をまとめまして、御審議いただいた上、その後も検討を重ねてまいりました。このほど、来年度からの実施に向けまして、この制度の具体的内容を案として取りまとめたので、御報告するものです。

2の変動型最低制限価格制度の内容ですけれども、(1)概要といたしましては、案件ごとに実際の入札額の平均額に一定の乗率を乗じて最低制限価格を設定するというものです。

- (2) 効果といたしましては、競争性とダンピング防止の両立、実勢の的確な反映、透明性・安全性向上が図られるものと考えております。
- (3)適用対象でございますけれども、従来の対象に加えまして、過去5年の実績から、落札率50%以下の案件が一定程度あるものを抽出いたしまして、重点的な低入札の防止を図ると考えております。具体的には、素案では例示でしたけれども、今回、②にございますとおり、先ほど出ました計画策定支援などを追加し、合計で入札案件全体の2割程度のシェアとなります。

めくっていただいて、2ページです。(4)最低制限価格の算定方法でございますけれども、1)有効参加者の判定です。有効参加者の平均を取るということで、素案で示しておりました予定価格を超える者は当然ですが、本委員会での御指摘も踏まえまして、著しい低価格入札による意図的な最低制限価格引下げを防止するため、他の自治体の例や区の過去のデータも参考にしまして、予定価格の1割以下の者も除外することといたしました。

2-1) 有効参加者数が3者以上の場合の算定方法ですが、まず、高額入札による意図的な最低制限価格引上げを防止するため、参加者数に60%を掛けまして、高額の札を除きます。先ほど申し上げましたとおり、1割以下の者も外して、平均額を取ります。この平均額から乖離のある額という意味で、標本平均額に80%を乗じて最低制限価格とします。これはほかの先行自治体の例では乗率については80%から90%の範囲で決めているところが多いんですけれども、区における過去の入札結果を基に試算を行い、これまでの落札率を制度導入によって大きく引き上げない値として、80%が適当ということで設けたものでございます。

ここで3ページの3のシミュレーション、(1)事例1を御覧いただければと思います。札が入ったのが7者ということで、まず、有効参加者からG社、一番下が予定価格超過ということで除外、A社は予定価格1割以下で除外、残った5社に60%を掛けますと、参加者数が3者となりまして、高額の2者である

E社、F社が外れます。外れて平均額を算出し、この額に80%を乗じて得た544万円がこの案件にとっての最低制限価格となります。結果、これに満たないA社、B社は失格となって、C社が落札するという仕組みでございます。

2ページに戻っていただいて、真ん中辺、2-2)有効参加者数が2者以下の場合の算定方法です。どこから線を引いて少数とするかという線引きについては、大分試算を重ねまして、先ほど申し上げている高額の札の除外、あるいは、金額に乗ずる乗率の設定によって、一定の低額の札は有効参加者として残るということもありまして、3者の場合も新しい仕組みが有効であると判断したものです。そこに満たない2者以下については、3者以上の過去の入札結果を2-1)の方法で試算すると、最低制限価格が予定価格の平均60%弱となりますので、これに水準を合わせ、2者以下の場合の算定方法である、予定価格に乗ずる乗率を60%と設定したものでございます。

具体的な例としては、4ページのシミュレーションの(3)にも記載をしてございます。これは辞退等で札が少なくて2者になっている場合ということで、乗率60%を掛けて算出するということです。

なお、これらの乗率、算定方法については、あらかじめ公表しまして、最低制限価格及び予定価格については従前どおり非公表とさせていただきたいと思います。

めくっていただいて、4ページ、4の検証方法でございます。こちらについては、新たな導入ということで、導入後、一定の検証を行ってまいります。

5につきましては、これとの関連で、同じく最低制限価格制度を導入しております工事請負契約や、いわゆる工事系と言われる設計、測量等の委託契約の最低制限価格については、様々な標準積算がありますので、予定価格の内訳を基に算出している現行方式の変更はございませんが、今回、業務委託について新しい制度にすることをきっかけに、国から示されている設定範囲である予定価格の75%から92%に合わせて改正をいたします。

6 の今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。 説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

前回も委員の皆様から少し御意見いただきました。1円入札の報告を受け、 非常に入札額が低い場合はどうするかという御意見も前回ありました。それから、本日、〇〇委員からも御意見をいただいているかと思いますが、そこら辺も勘案し、こういう形でどうだろうかという御提案かと思います。

ダンピング対策につきまして、皆様から御質問、御意見、御指摘等がございましたらば、よろしくお願いいたします。

○委員 まず、2-1)②有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本

数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とするということで、 ここで既に低くしていますよね。さらに80%を掛けるということで、最低制限 価格が低くなり過ぎちゃっているんじゃないのかなと私は感じました。

さらに言うと、80%も過去の区の入札結果を見て設定しているということだったと思うんですけれども、過去にはダンピングもあったと思うんです。そういうのも加味しての話だとすれば、やっぱりちょっと低いんじゃないのかなと。

5は工事請負のほうだと思うんですけれども、予定価格の75%から92%へ改正するということで上がっているんです。この辺ももしかしたらもう少し上げてもいいのかなと私は感じました。

○会長 今の点はいかがでしょうか。下を対象から外し、さらに80%ということで最低制限価格にすると、かなり下がってしまうのではないかというお話がありましたけれども。

○事務局 それでは、これまでの検討経過について少しお話しします。

まず、有効参加者数を絞るという考え方は、この制度の悪用と言いますか、 やり方として、いわゆる談合的な行為によって高い札を意図的に入れて価格を 引き上げるということがやっぱり各導入自治体ともに危惧としてまず掲げてい るところです。そのため、標本数を絞ることを目的に、この乗率があります。

ただ、この制度のいいところは、この委員会でも、あるいは部会でもいろいろ議論がありましたけれども、多種多様な業務委託契約について、何とか有効な労働条件確保を目指すと、いろいろな業務の標準化に伴って、見積りの標準化を行っていくと、まさに透明化が進んで、いたずらなダンピングのような行為もおのずと減ってくるだろうということで議論が続いているわけですが、そうはいっても、何分、多種多様ですので、全国的な課題で、なかなか簡単に結論が出るものでもないというところは、委員会からも御指摘いただいたとおりです。一方、コロナを受けて、ダンピングのおそれも非常に高まってきているということで、具体的な手を打つべきという御意見をいただいた中で、業務でいろいろな設定を工夫しなければならないということではないやり方を何とか探しまして、実績もある変動型最低制限価格制度はどうかということで、先日、素案を示したところです。

何がいいかというと、種別にこだわらず、実際に入った入札を基に市場のそのときの実勢をなるべく計算に反映できるということです。まさにそのタイミングでその案件に入った入札を基に、非常に乖離しているもの、非常に低い、問題がありそうな金額を除外するという考え方ですので、実際入った札の平均を取るという形にしています。この平均額をそのまま使うことになりますと、有効参加者数のうち入札額が下のほうは、当然、平均より下ですから、必ず落札できない、最低制限価格に引っかかるということになってしまいます。そう

すると、平均を下回るものは有効ではなくなるということですから、これについては方法が少し乱暴だろうということから、その集団から乖離をしているものが危ないという考え方をもとに、乖離率を設定しなければならないと考えました。

それを幾らにするかということを先行自治体でいろいろ調べますと、ほぼ80%から90%というラインでした。今回、そこを選び取った理由としては、先ほども申し上げましたけれども、実際、これまでも経過があって、落札率は、今回対象にしている業務内容でも、毎年そんなに大きな変動はなく、ある年は平均が60%で、ある年は80%という極端なことにはなっておりませんで、大体同じぐらいの経過をたどっております。その中では、先ほどダンピングはあったかという話もありましたけれども、公式には低価格と粗雑履行が結びついて、原因と結果として究明されているということが、過去、区としてございませんので、そこまでは言い切れないというところが現在ございます。ですので、もの入れ結果については有効に働いているものがあるだろうと。何を申し上げているかというと、やはり区として入札で捉えなければならない経済性ももうったというさ、やはり区として入札で捉えなければならない経済性ももうったの観点として担保しなければいけない。その間を取って両立させて設定するという意味で、過去の落札率を大きく引き上げないということで、この80%を選び取ったということです。

あくまでも今回のテーマは、多種多様なので、それぞれ市場に聞いてみようというコンセプトですので、こちらに基づいた制度設計ということで、過去、 実際にあった世田谷区での状況を踏まえた設定となっているということです。 〇委員 分かりました。

もう1点は、今の乗率の80%なんですけれども、これは他区さんだと80%から90%ということがあったと思うんですが、他区さんも同じような形で、価格が低いほうから——この辺は少し違うのかも分からないんですけれども、実際は予定価格の80%から90%じゃなくて、こういうことをした上で、80%から90%を掛けている。そうなると、世田谷区は80%だけれども、同じような形になるよねということだったんですかね。

○事務局 おっしゃるとおりでして、まず有効参加者数として、意味合いとすると、先ほどの意図的な高額の札の導入を防止するために、高いほうを切って、一定の乗率を掛けて標本数を出すということで、1回、乗率を掛けるというよりは、標本数を絞るということをやっているわけです。平均を取って、そこからの乖離ということで乗率を掛けているというやり方は同じです。

○副会長 ちょっと角度が違うようになってしまうおそれもあるかもしれませんけれども、このデータが収集されている範囲で結構なんですけれども、不落とか不調とかという案件はどんな具合になっているのかというのがもし分かれ

ば。総合評価方式以外のところも考慮しなければならないと思うんですけれど も、その状況はどんなふうになっているかというのが 1 つ。

それから、この間、企業物価指数が非常に高騰して、資材ごとに価格の上昇率が違うと思うんですけれども、実際に予定価格が算定されているのは前年度の数値になっています。企業物価指数が急騰している場合には、当然、そのままでいきますと、応札する際にどの程度の価格変動があるかということを考慮すると、どうしても高めになるケースが増えるかもしれない。それによる影響が出るかもしれませんので、価格変動をどういうふうに考えたらいいのかというあたりを含めて、不落、不調の動向などが分かれば教えていただければと思います。

○事務局 今、委託に関しては手元にデータがないんですけれども、日頃、ずっと入札結果を見ている感覚からすると、やはり少し不調も出てはいますけれども、それほど多く目立つというところではないと思っています。ただ、全体として、我が区だけではないのかもしれないんですけれども、委託のほうも入る札があまり多くないというところが、業務、業態によってあります。全体を俯瞰すると、先ほど出た線引きでいうところの2者以下の札しか入らないという結果になるところが、全体の委託業務の入札で言うと、半分より多いんです。3者以上のほうが半分より少ないです。ただ、今回対象にしている業務は、割と札の入りがよくて、どちらかというと逆で、3者以上のほうが半分より多いのが今回の選定業務に係るんですけれども、全体とすると、そういった状況はあります。

1年前云々、実勢との乖離ですとか、物価の反映とか、そういった部分ですけれども、まず区の仕組みとして、当然、その案件に関して、入札ですから、予定価格を設定するわけですけれども、その前に予算の確保ということがあります。予算を確保するときに市場調査をして、このくらいということで、各業務ごとに各所管課で市場調査をして、予算要求して、予算として固まっていくというプロセスが1つあります。それは結局1年前なわけです。夏から秋、冬の初めにかけて予算編成が行われるわけです。ところが、実際、調達をする現年度に入って、予算をつくった数字でそのまま入札にかかるかというと、当然、そうではなくて、あくまでも入札直近の市場を調査しまして、それを基に予定価格をそれぞれ設定しているということですので、そういう意味では、実勢の反映は一定程度できているんだろうと思うわけです。

ただ、入札をしてみると、どうしても事前の調査とは違う、リアルな結果が企業戦略等々も含めて出てくると思いますので、それについては、今申し上げたような新しいやり方で最低制限価格——この案件でも、除外、完全に落札できないという状態の線引きですから、非常に重いわけです。先ほど申し上げた

とおり、区としては、入札において、経済性というものも法令上追求しなければならない。ただ、ダンピングがいいということではもちろんなく、今の市場価格を反映しつつ、一定の乖離があるものに対しては対応していくという考えを基に、今回の制度を制定するということです。ただ、副会長御指摘の、ベースにおいては、直近の市場調査において予定価格を設定しているということはございますので、こちらは申し上げたいと思います。

○副会長 あともう1点は、一定の幅に制限があると思うんですけれども、契約後に物価スライドの協議が行われる場合があったかどうかということと、協議が行われる際は、契約課なり、発注元との協議はどういう形で進められるのか。物価スライドの協議の方法について教えていただけますでしょうか。

○事務局 まず、大別して、工事契約については、今お話があった契約約款にスライド条項として明確な規定がございまして、それも今般の非常事態といいますか、こういった状況を受けて、国や都の動きもございますところでしたので、今年の初めのほうで改めて区で単品スライド以外のインフレスライド、全体スライドについても、詳しい運用を改めて定めまして、各事業者さんにお示しをしました。実際、工事の契約については、契約している全ての案件について、担当監督員から事業者の方に御説明を入れて、必要な協議については、それぞれで行っている状況がございます。今回、そこは非常に丁寧にアプローチをさせていただいているということがございます。

一方、それ以外の委託系の契約については、これは国に準拠して、どこでも同じだと思うんですけれども、工事におけるスライド条項といった明確な規定はございません。その代わり、こういった特殊な状況があった場合は、当然、協議をするという中身で規定はございます。その条項、規定に基づいて、過去、こういった物価水準変動の関係で協議がなされたケースがあるかというと、我々が現在持っている実績等では、何十年ぶりに消費者物価が3%ぐらい上がるなどということは、これまでなかなかございません。ただ、委託契約については多種多様でございますので、物価変動を受けやすい契約については、頭から適宜反映するような計算方法ですとかそういったものを仕様に定めるといった例ですとか、物によって、特殊性に応じた契約内容を対応としてやっていることがございます。

ただ、今回の状況は本当に異常ですので、電力供給などの仕組みが既にありながらも、さらに見直しの協議が幾つか出ているというのが現状です。その場合については、各所管課で状況を捉えて、事業者からいろんなお話をいただくところで、その辺の状況を踏まえて、我々契約担当課に協議が持ち込まれて、実際にこの案件についてどのような協議を行って、どういう方向で契約変更なりをまとめていくかという話をさせていただく流れです。ただ、冒頭申し上げ

たとおり、工事におけるスライド条項といった全国ベースの仕組みがあるわけではなくて、少しほかの区などにも聞いてみたんですけれども、工事は工事なんですけれども、それ以外の委託関係について、非常に具体的なルール化をしているところまではございませんで、我が区も同様、個別対応しているというのが現状です。

- ○副会長 ありがとうございました。
- ○委員 私も素人なので、分からないんですけれども、2ページ、有効参加者の判定の入札額が予定価格の1割以下の者の1割については、変な話、例えば2割でも3割でも駄目ですというわけにはいかないのかなという疑問なんです。1割は低過ぎるんじゃないかなという話なんですけれども、その辺はいかがでしょうかという質問でございます。

○事務局 前回の御意見を受けて設定した、新たに下のほうを除外するというラインですけれども、これも先行自治体の例をいろいる確認しましたところ、下のほうにこういった具体的なラインを入れているところは少ないんです。やはり高額のほうを大分気にしていて、低額のほうは、先日の委員会でも少し申し上げましたけれども、事業者にとって、下に引っ張ることに最終的にどういうメリットがあるんだろう、自分側に有利な値にして、その上を行く低額で確実に入札を取るということがあったとしても、それはかなり低い額なので、本当にそれが利益を含めてメリットなのかということがありました。ただ、全くないとは確かに断言できないので、今回の考え方としては、あくまでも異常に低い値については確実に除外していくという意味合いでこの割合を設定しました。先行自治体でこのラインを決めているところは少ないんですけれども、そこの自治体が使っているのが1割という数字で、実績がございます。

それから、この1割を我々の実績のデータに当てはめてみますと、委員おっしゃるような2割とか3割台という落札結果がこれまでなかったかというと、業務委託については実際あるんです。それが必ずしもいいことだとは当然申し上げないんですけれども、先ほど申し上げたとおり、粗雑履行で非常にまずかったという結びつきは確認されていませんので、一概に今回、設定として2割、3割で直ちに除外してしまうということはなかなか難しいだろうということです。1割で引っかかる過去の事例は、さっきあった1円入札だけなんです。ただ、集団となって下に引っ張ることはゼロではないということもございますので、有効参加者の判定においては、他の自治体でも例のある1割で設定して、平均を下げてしまうことはできないように設定したところでございます。

○委員 先ほど事務局からいろいろとお話を聞かせていただきましたけれど も、標本数の設定、予定価格の1割以下とかは、ボーダーラインが非常に微妙 だなと。最低制限価格のシミュレーションを見ますと、例えば予定価格が850万 円の中で、落札金額が760万円、最低制限価格が544万円になるわけです。仮に550万円の札を入れた会社が550万円で落札した場合は、300万円の差があるわけです。私がここで見えないのは、最低賃金1170円は、果たしてそこの観点から担保されているのか。そこの部分が見えていない議論かなと思います。

委託業務は労働集約型ですので、金額的にはほとんど労務者に対する労働賃金が多くを占めるわけですから、仮に最低制限価格をいろんな制度でつくったとしても、そこの観点を見落とすとまずいのではないかなと思います。最低賃金価格1170円を世田谷区で決めているわけですから、この制度によって最低制限価格が決まったとしても、1170円の賃金が全く保障されていない落札価格だと意味がないんじゃないかなと思いますので、そこの観点をもう少し見える形で制度に取り込めないかなと思っております。

○事務局 ありがとうございます。委員がおっしゃるのは、まさにそのとおりなんです。本当にそのとおりなんです。ただ、これが本当に難しいのは、まず1つは、もともと我々の下限額の対象の案件が全てということではなくて、予定価格2000万円以上のものに限られるということが1点ございます。それ未満はどうなるのというと、当然、最低賃金は守りなさいという指導監督をしているところです。

今回の制度と我々が持っている武器であるところの下限額の組合せですけれども、まさに我々も冒頭来、検討していたわけです。先ほど少し申し上げたとおり、この委員会でも御議論いただいていたところです。そこが多種多様な委託契約に応じて、この契約業務の中身だと、人件費率がこれぐらいな、我々の下限額を当てはめてみると、計算としては最低限幾らになるです。と申し上げているとおり、それを行うためには、業務の標準化、仕様の標準化、見積りの標準化といった根拠がないと、この業務の標準歩掛かりがどのでいる国の例があったりしますけれども、それ以外は工事と違ってにいるといるのですから、多種多様な業務委託について何とかできないかというのは、上時間がかかったります。それがない中で、何とかいるがから、多種多様な業務委託について何とかできないかというのは、実際の入札価格を参考にして、そこからの乖離によって、市場から著しく離れたものについては危ないでしょうと除外するやり方を選び取ったということです。

一方、委員おっしゃるとおり、本委員会なり部会のほうでも、引き続き、入 札制度に絡んで、あるいは下限額の議論に絡んで、今後も業務の標準化等の検 討はぜひ行っていただきたいと思っていますが、取り急ぎの対策として何とか できる方向ということで、今回、御提案したということでございます。 ○会長 最低賃金を守ってもらうというのは当然あるんですが、それが実際どうなっていくのかというあたりは、追いかけていかなければいけないところかと思います。

4の検証方法で、「入札価格、落札率、最低制限価格未満入札の発生件数等」 とあるわけですが、検証の中においても、賃金のあたりを見てみるということ は可能なのかどうか。

また、算定方法や対象業務の適応性の検証ということがあるんですが、乗率変更ということも将来的にあるのか。乗率は公表しますよね。公表はするんだけれども、実際、適用してみて妥当かどうかというあたりで変える可能性があれば、そういう言葉も検証方法のところに加えておいたほうがいい。このままだったら、単に検証を実施するだけで、変更するとは書いていないから、何で変更するんだと変に突っ込まれてしまうかもしれない。これが1つの案文だとすれば、入れておいたほうがいいのかなという気もします。そこら辺は少し御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の委員会が終わりますと、この後、区議会での話になり、できれば12月にこの要綱を制定し、来年度契約には間に合うようにということです。前々からございますが、委託業務は年明けぐらいからいろいろと契約が始まるということで、できれば12月には要綱を改正し、事業者へ周知していきたいということですが、1回目か何かのときにもちょっと申し上げましたが、ある自治体では、1度導入したんだけれども、幾つかの問題点があって、その後、撤回したことを実は耳にしています。そのまま継続しているところも当然あるんですが、いろいろな検証をさらにしていかなければならない。課題や検討すべきことというのは、恐らく今後とも出てくると思います。

方向性としては、この考えは1つの有効な、やってみる価値のある内容かなと私個人は考えております。この委員会としては、検討すべきことはまだあるかもしれないけれども、この方向でぜひ進めていただきたいということで了解したということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の審議事項に入らせていただきます。 2 つ目は、もう既に行っておりますが、世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について、 事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2に基づきまして御説明いたします。

当委員会でもずっと昨年、御審議いただいていて、ようやく今年度から予定 どおり試行を開始した制度でございます。今回の新しい建設工事総合評価方式 については、まさに我々公契約条例が目指すところを入札制度に具体的に結び つけて、評価の軸として実施していこう、それをもって品質と価格のバランス を重視する入札を世田谷区としては目指すんだということで行っているところです。昨年度もお約束しましたとおり、今の委託の話ではないですけれども、これだけの中身ですので、試行の検証を行って、もし見直すべきところがあれば、順次見直していくということで行っておりますが、来年度の準備が始まりますので、半年ほどですけれども、今の段階で実際の実施に当たっての検証を行って、御報告し、来年度につなげようというところでございます。

2の令和4年度試行実施の基本的な考え方ですけれども、今年度の試行は、 様々な発注工種、発注格付で、年間発注の1割程度を見込んで実施していると ころです。

この制度の概要については、資料組みの一番後ろに参考ということで、改めて復習ですけれども、A4の表裏に記載をしておりますので、こちらも御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

本文に戻りまして、3の検証方法ですけれども、この9月末現在で実施したのが15件、各工種においてありまして、これらについて検証を行いました。3点の観点ということで、(1)事業者の得点状況等の検証、(2)従来の入札との比較、(3)事業者アンケートの検証を行いました。

内容ですけれども、次の2ページを見ていただきまして、4、検証結果です。まず、(1)事業者の得点状況等の検証でございますけれども、①価格点としましては、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件もございました。一方、評価基準価格より低い価格帯で集中した、札が集まった案件はございませんでした。そういったことで、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できましたけれども、何分、15件と少ないことがありますので、来年度も案件数を増やして検証を続けていきたいということです。

②価格点以外の評価点ですが、今回、新設の公契約評価点については、項目によって違いがありまして、労働福祉の状況などについては多くの事業者が得点をしている一方、賃金支払いの状況などは点数が低いということがありました。また、男女共同参画、障害者雇用などについては、発注格付に応じて、一部の案件だけに適用しているため、試行件数が特に少なく、判定するに足りないということがあったので、ぜひこれも件数を増やして、試行を続けたいということです。価格点以外の評価点全体平均としては5割程度となっていますので、逆に言うと上げ幅があるということで、事業者の皆さんも取組次第で点差がついて、競争が行えるということと、上積みということで取組意欲の向上にもつながると考えられます。

③価格点とそれ以外の評価点とのバランスですけれども、共に1位という事業者が落札した案件が15件中8件でしたけれども、価格点が1位でない事業者が落札した案件も6件ございました。こういったところから、バランスを競う総合評価方式が一定程度機能しているとは考えられますけれども、個々の入った札の得点状況は、別紙を見ていただくと、様々に広がっていまして、これといったところが傾向として見えるところまで来ていませんので、引き続き動向の検証が必要だろうと考えています。

2つ目の検証として、(2)従来の入札との比較ですけれども、従来の価格競争入札や総合評価方式とは制度が異なっていますので、同じ落札率といった指標でも一概に比べることは難しいんですけれども、あえて比較すると、入札参加者数は微増している一方で、応札率は若干下がっている。落札率については、価格競争入札に比べて0.5ポイントほど高く、従来の総合評価方式よりは低い。ただ、これも検証結果が少ないので、全体の傾向として従来の入札での平均と大きな乖離が生じたとまで今評価できるかというと、なかなか難しいかなと考えています。また、検証時点においては低入札価格調査となった案件や不調となった案件は発生しておりませんので、そういった意味では一定の効果があったのかなと思います。

続いて、3ページですけれども、従来の総合評価方式では、価格点が1位でない者が総評価値において最高となって落札するケースは1割ぐらいだったんですけれども、新制度では4割となりまして、従来より高くなっているということはございます。一方、案件を見ますと、平均といっても、ぎゅっと真ん中に寄っているわけではなくて、ばらついていますので、試行件数を増やさないと、分析といっても限界があるということがございました。

- (3)事業者へのアンケートの検証ですけれども、入り口として、制度の理解度、参加意欲については、皆さん、高い結果が出ていまして、各評価点に対する取組意欲も比較的高いことから、本制度導入の意義は大きいと考えております。一方で、評価項目が多い、制度が分かりにくいとの御意見や、評価項目によっては費用等が負担となり、企業規模により達成が困難であるといった御意見もありました、評価対象としている取組には一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の推移も留意しながら、取組を含めた品質とのバランスを重視する価格評価も含めて、引き続き丁寧な制度説明、周知を図る必要があると考えています。
- (4) 今後の取組みですけれども、試行件数が少ない中でも、条例に基づく評価項目が一定程度機能して競争につながって、取組意欲向上に寄与するということは確認できたと考えています。一方、先ほど申し上げたとおり、アンケートでは、評価項目達成の御負担等の御意見をいただいたところでして、こういっ

た項目が達成されていく実効性の確保にいかに取り組んでいただくか、あるいは、事務負担の軽減など、今後、制度の運用に合わせて検討すべき点はあると考えておりますけれども、直ちに手を入れて、この項目をなくすとかそういった見直しまでいくかは確認できなかったと受け止めております。したがって、今後も事業者の御意見や応札の動向に留意をしながら、継続して発注することによって、制度の定着と事業者の取組促進を図っていく必要があると区としては考えております。何度も申し上げますが、今年度、件数が少ないところがありましたので、この条例に基づく取組の経年変化も含めて、本格実施に向けた検証を引き続き行いたいと考えておりますので、来年度は実施の規模を年間発注件数の2割から3割に増やして、継続して試行を実施してまいりたいと考えております。

5の今後のスケジュールは御覧いただいているとおりです。

別紙につきましては、細かいので、概要を申し上げたところで説明は省かせていただきますが、別紙 1-1 は、全体15件の基本的データを載せております。別紙 1-2 は、工種格付ごとに分析を加えたものでございます。札の入り方等も一部グラフにしております。別紙 2 は、従来の入札との比較を、参加者数、応札率、落札率、不調率で載せてあります。別紙 3 は、事業者アンケートのまとめとなってございます。後ほど御確認いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

こちらにつきまして、皆さんから御意見、確認したいこと、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

- ○委員 来年から本格実施と私は勘違いしていたと思うんですけれども、3ページに来年度は年間発注件数の2割から3割ということで、前は本格実施じゃなかったんでしたか。前と同じですか。
- ○事務局 昨年は明言しておりませんでした。ただ、これだけの内容ですので、1年で検証し切れるかというのは、試行として単年度で終わるというのはなかなか難しいだろうと。従来方式の施工能力審査型総合評価については試行を5年やっているんです。そこまでかけたいとは当然考えておりませんが、いつ本格実施の目標年次とするかという決め打ちは現時点ではし難いところです。来年は今年の2倍から3倍に増やしていって、当面は過半、世田谷区の主流はこれですよというところには持っていきたいと思っています。今後、御参加をいただいて、さらに検証を細かく進めさせていただいて、きちんと制度を固めて、本格実施の旗を上げたいと考えております。

○委員 この総合評価を導入することによって、一定程度、公契約条例を勉強 していただく業者さんが増えたのかなという気がするのと、価格以外のところ で落札をしている業者さんも見えられますので、この試行をぜひ進めて、広げ ていっていただきたいなと思っております。

ただ一方で、特に公契約評価点で取得をするために、民間の評価基準をクリアするということに対して、費用面だったり、事務負担が感じられているというのは、アンケートにも出ております。初めの段階で御説明があったとおり、最初は区が個々に判断するのではなくて、既存のものでということは十分承知しているんですが、今後、世田谷区独自の評価基準なんかも設けて、中小企業でも取り組める公契約評価点なんかも今後検討していっていただければと思っております。

○会長 ありがとうございます。いろいろと検証して、その中において、世田谷としての独自性みたいなものも今後考えていっていただきたいということかと思います。

○委員 3ページの今後の取組みなんですけれども、上から3つ目に「評価項目の実効性確保や事務負担の軽減等、今後の制度運用にあわせ検討すべき内容はあるが、直ちに見直すべき点は確認されていない」ということだったんですけれども、男女共同参画とか、ワーク・ライフ・バランスとか、障害者雇用とかというのは、かなりレベルが高い話だと私は思うんです。私の会社なんかは零細企業ですが、零細企業が集まっている世田谷区の中で、これは難しいと思うんです。ここに帰るんですけれども、「直ちに見直すべき点は確認されていない」と。では、どうやったら見直されるのかなと、今の話の続きなんですけれども、考えたりします。

ちなみに、アンケートのほうにも、この点に関しては結構書かれていると思うんです。例えば、コスモスの認定でも、認定料が高くて、取得のメリットがあるか疑問であるとか、東京ライフ・ワーク・バランスも、一定規模の大きな会社でなければ認定、取得が難しい。これは、えるぼし、くるみんも同様で弊社も全部やっていますけれども、はじかれているので、この辺がもう少し下りてきた形の企画にしていただくと助かるなというのがあります。

あと、先ほど2割から3割が来年の目標だよとあったと思うんですけれども、 それはもちろん大きな制度改革なので、しようがないなと思うんですけれども、 今年も既に80何%という結構低い落札率で入札がされていると思うんです。 そ ういうのを見ると、かなり厳しくなっているので、やっぱりこれはダンピング じゃないかなと私は感じています。 せっかくのいい制度だと私は思っています ので、ぜひ早めに本格実施ということでやっていけたら助かるなと思っていま す。

○会長 ありがとうございます。

今の点についてはいかがでしょうか。コスモスの話も出てきておりましたけれども。

○事務局では、少し補足をさせていただきます。

この制度のコンセプトとして、価格評価においても、品質のバランスを重視するという意味で、新たに評価基準価格を設けて、それを下回る者についても価格点が下がる、落札しにくくなるという仕組みを導入しております。その心は、一方で取組を求めている内容がございますので、そちらについても、当然の必要経費として積算に組み入れていただいて、安ければいいよということではないですよというメッセージを送っているつもりなんですけれども、具体的な取組にかかる費用、手間とのバランスということがありまして、そこが受け上めとしては複数の御意見をいただいているところだろうと考えています。ただ、制度導入の入り口が公契約に基づく取組促進と、労働者、ひいては、こちらが言うのも申し訳ないんですけれども、経営者の皆さんの経営環境向上というところも併せて公契約条例の目的にかなうように制度設計をしているつもりです。

もう一度、御理解をいただきたいというのは、公契約条例についても、今回 のアンケートで、認知が足りていないという声も、僅かではあるものの、ある 結果が出ておりますので、この制度の内容、意義も含めて、さらに丁寧な周知 を図っていく必要があります。そして申し上げたいのは、先ほどの認定類が実 際の手続としては時間がかかるということもありますので、その経年の変化に ついて、試行を重ねることによって、きちんと見定めていきたいという思いが ございます。ただ、時流として、一方、我々としては、多様性を尊重する条例 なども先駆的に制定している区でもあったり、あるいは、東京都さんでも、東 京都の総合評価において、新たに今年度途中から、えるぼし認定で男女共同参 画について評価項目に入れたという流れもあったりしますので、いろんな意味 で公契約条例に先駆的にのせたいろいろな取組が世間一般として後から追いつ いてきているという印象もあります。我々は皆さんの御協力、御尽力でトップ ランナーとして動いているところにぜひ御理解と御賛同をいただいてまいりた い、そのために我々としても努力をもっとしなければいけないということは考 えていますが、その推移もぜひ見させていただいて、改めてこちらも検証、検 討を行いたいと考えております。

○副会長 これも余計な分野になってしまうんですけれども、消費税の関係で、インボイス方式に伴うマイナンバーの付与の問題で、今後、マイナンバーがない区内の事業者の方が仕事ができないという事態になるおそれはあるのかないのかと、もしそういう事態があった場合に、これまでの仕事の質の確保等から、何らかの障害になるかならないか、この辺の状況に何か御意見があれば伺わせていただきたいなと思うんです。これは総合評価方式からちょっと外れた問題になるんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 副会長御指摘の点ですけれども、6月ぐらいに某市の水道・下水道関係で、従来の国から出ているインボイスの取扱いについての通知を斜めに読んで、入札参加資格において、今後、いわゆる登録がないと、そこから除外するかのような示し方をして、非常に問題となって、国のほうで早急に検討を行ったということです。まさに今月、総務省から自治体に対して、今のような取扱いは非常に好ましくないとはっきりとした通知が出されております。国の機関としても、財務省において同様の趣旨で運用するように、各省庁に通知を出したと伺っております。ですので、我々としては、総務省通知に従って、公共調達の相手方から、インボイス登録、未登録に関して差をつけるということは、基本的には考えられないんだろうなと直近の時点では考えております。

ただ、我々の仕組みとしては、入札参加資格の審査については、東京都の電子自治体、市区町村全体で取り扱っておりますので、私どもとしても、そちらに至急考え方を確認する必要があるかなと思っているところですので、これを確認しまして、総務省通知のとおり取り扱うということでよいのかどうか。一応確認をさせていただいて、そういった御不安が区内の事業者の皆さんに広がらないよう、公共調達としては考えていきたいと思っています。

〇会長 この検証については、私もどんどん案件を増やしてほしいとは思いますが、区の状況に応じてということで、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは次に、3番目の建設工事のおける働き方改革について、事務局から よろしくお願いします。

○事務局 では、資料3を御覧ください。建設工事における働き方改革についてでございます。前回、御議論いただいた内容を踏まえ、少し整理をさせていただきました。

まず、1、区の発注による建設工事について。前回の委員会でもお示ししましたが、区の発注工事の約4割を占めます小中学校での改修等工事において、学校運営に影響する騒音等が伴う工事について、円滑に進捗しないケースがあることや、予定どおりに工程が進まないことによって、従事者の方の長時間労働や休日取得を阻む要因となっています。このことから、区の建設工事の大きな割合を占める学校工事を端緒に、建設工事の働き方改革を推進するという趣旨になってございます。

続いて、2、学校工事における課題解決に向けた方向性としては、学校側の責任者、施設所管部署、工事監督部署、施工者の方などの各関係者が認識しておくべき事項の確認、情報共有の徹底を図りまして、想定外の施工日の変更等を未然に防ぐこととしております。

この方向性で具体的な取組ということで、3、取組み案でございますが、各

監督員が持つチェックポイントなどのノウハウも参考にしまして、施工条件の確認事項をリスト化します。これを活用しまして、関係者が各事項を効率的かつ確実に確認することで、各自の認識の違いや認識漏れ等により工事の進捗に影響を及ぼす事態の発生を防ぐこととしております。

その下に記載しております表ですが、こちらは施工条件整理チェックリストのイメージでございます。あくまで現時点でのイメージとなっていますけれども、各確認事項等についてチェックをしていくと。右側に確認欄ということで、学校である施設管理者、施工者である受注者、施設所管及び工事監督部署である発注者がそれぞれ確認をして、チェックを入れていくというイメージになってございます。

現時点では、以上の方向性をもって、さらに検討を進めていければと考えて ございます。

○会長 ありがとうございます。

前回の委員会でもこの点について、いろいろと意見交換がなされましたけれども、この点について皆様から御意見、または確認したいこと、御質問等がございましたら、よろしくお願いします。

○委員 取っかかりとして、学校改修工事で学校と施設営繕や関係部署、業者さんの関係で、工事が始まる前に事前に確認をするということはぜひ進めていただきたいですが、そもそも工事全般に工期が厳しいものが多いです。特に年度末に向けてなどです。学校なんかは特にそうですけれども、学校の休みとか、学校の期に合わせての工事なので、もともと厳しい工事が多いので、どうしても土曜日は開けざるを得ないという状況が常態化していて、当たり前のように土曜日を開けて作業しているところです。

これは公共にかかわらず、民間もそうなんですが、建設業で働く方の働き方 改革をするには、発注者の理解、協力なくしてはどうにも実現することはなか なか難しいのかなと思っています。私どもは組合で世田谷の社労士会の先生を お呼びして、各会社の労務管理だったり、時間管理の勉強会等は連続して開催 をしているんですが、実行しようとすると、現場優先、仕事優先になってしま うという状況からも、ぜひ世田谷区の公共工事から働き方改革を一歩、二歩進 めていただきたいなと思っています。

さらに言うと、公契約条例のせいで増えている部分ももちろんあるんですけれども、書類とか様々なものの管理、報告もすごく多くて、多分、監督とかは現場の作業以上に事務作業がのしかかって、若い監督さんなんかも、現場を8時から6時までやって、その後、会社に帰って書類作業をするとか。今後、いろんな書類とかも電子化がされていくんでしょうけれども、やはりそういう事務業務もできるだけ簡略化していかないと、現場作業をしているだけではなく

て、管理をされている方の労働時間も短くすることは難しいのかなと思っておりますので、ぜひその辺も今後御検討いただければと思います。

- ○会長 今の○○委員からの話に対して、事務局、何かございますか。
- ○事務局 まさに同じような話を我々といいますか、公契約所管というか、契約所管ではずっと言っていて、思いは同じだなと思って聞いていたんですけれども、では、誰が悪いという話ではないんですけれども、起工、あるいは、監督部局、営繕部局のほうもその点は理解しているんです。彼ら自身も工事を実際監督する中で、非常にタイトな状況、現状を見ています。そうすると、その先にあるのは、1つは、どうしても標準、基準に照らして設定なり積算しなければいけないというのが頭にありますので、中央から工期の適正な在り方は示されましたけれども、残念なことに、あれは具体性がないんです。実際の工期設定に落とすとなると、なかなか厳しいところがあります。建前はきちんと納まるように、当然、余裕を見て設定していますと言うのですが、実際にはひずみがある。では、そのひずみはどこから来るんだろうというのが、まさに今回の1つの試験的な検討に当たるわけです。

それを通して申し上げたいのは、まさに委員おっしゃっていただいたような、各施設の事業担当がどれくらい工事の中身を理解して、その必要性とか現実を踏まえた上で、事業の調整を図る気になってくれるか。現状は、我々はとにかく4月には開設したいんだから、3月までにはできなきや駄目でしょう、当然でしょう、そういった進め方しかない。区が施設を建設するとか、事業を開始するとかそういうものを決定するに当たって、それに必要な準備の期間をよるとかそういうものを決定するに当たが例えば7月になりまするとかと現実的な積み上げをした結果、開設時期が例えば7月になります。とこれは当然だよねという流れになってなります。ここは我々で中でで課の足並みが一致して、今回、まさに1つのきっかけとして、庁内にアピールするためにも、各所管課に分かっていただくためにも、一番数が多い学校の工事を1つの手がかりとして、真体的な声を公契約の権威をもってぜので、まを1つの手がかりとして、意識を変えていきたいと考えています。なかなが、ぜい御協力いただいて、我々としても頑張りたいと思います。

○委員 1を読んだときは、前回のアンケートということで、すごいなと思ったんですけれども、読み進めるうちに、大分、話がすり替わってきちゃったなというのが私の率直な感想です。

先ほど○○委員からもありましたけれども、短期間で工事を行う上では、工期がクラッシュしているので、値段がかかるんです。これは当たり前のことだと思います。それについてどうしようかというのは、こういう結果なのかなと

ちょっと不思議に思うんです。例えば施工条件整理チェックリストというのは 誰がつくるのかなと考えるんですけれども、これは現場の監督がつくるとすれ ば、さらに仕事を圧迫することになるんです。だから、その辺も含めてイメー ジしていただければ助かるなと思います。

〇会長 御要望、注意点みたいなことが出てきていますが、ほかにいかがでしょうか。

働き方改革を進めていくという趣旨については御異論ないかと思いますが、 具体的にはどういうふうにしていくのか、それに対する取っかかりというもの がここに1つ示されたわけですが、取っかかりのところをうまく進めていくこ とが必要だということかと思います。

それでは、おおむね時間になりましたが、最後に、その他でございますが、 何かございますでしょうか。

- ○○委員から意見書を頂いていましたがいかがでしょうか。
- ○委員 1点目は先ほど区のほうからもちょっと説明していただいたんですけれども、簡単に言うと、最低制限価格の算定にあたっての標本平均額があまり低過ぎちゃうと困るという意見で、先ほどもあった1円も含まれての意見だったんですけれども、これは先ほど一定の説明がありましたので、ここのところは大丈夫です。
- ○会長 2点目の労働報酬下限額については、この後の部会でよろしくお願いいたします。

それからもう1点、○○委員から御案内があると伺っております。

- ○委員 毎年、私ども公契約推進世田谷懇談会と、○○委員の連合東京世田谷地区協議会さんと一緒に、公契約のシンポジウムを開催しております。今年度も11月22日18時30分より三茶しゃれなあどで公契約シンポジウムを開催する予定にしております。世田谷区にも御後援をいただきまして、経理課長にも御報告いただきます。また、千代田区役所の公契約の担当の方も来ていただいて、委託業務等の下限額の御報告もいただく予定です。 Zoom併用で開催をいたします。もし御興味があれば、ぜひ御参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。 事務局から事務連絡等があれば、よろしくお願いします。
- ○事務局 次回の委員会については委託のダンピング対策についての進捗報告 でございますとか、次年度の委員会の審議に向けた課題整理等をさせていただければと考えておりますので、来年、年明け2月頃に開催させていただければ と思います。日程調整については改めて御連絡をさせていただきます。
- ○会長 年が明けた来年2月ぐらいという話です。皆さん、その際は御出席の

ほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会といたします。 午前10時54分閉会